

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟

定 款

平成 25 年 11 月 22 日 認 可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟（以下「この連盟」という。）という。

(事務所)

第 2 条 この連盟は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この連盟は、第 5 条に定める会員が協同して会員の相互共済、研修、親睦の事業を行い、福利厚生を増進に資することにより、会員、会員が所属する団体の発展に寄与すること、また、合わせて地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 医療費の給付
- 2 会員に対する結婚祝金、弔慰金、災害見舞金の給付
- 3 役員退任積立共済金の給付
- 4 会員の親睦と研修
- 5 会員の福利厚生に関する調査研究並びに実施
- 6 地域社会における児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 7 地域社会における高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 8 前各号のほかこの連盟の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この連盟に次の会員を置く。

1 正会員

岩手県内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、会員規程に掲げる団体の常勤役員及び職員とする。

2 賛助会員

正会員が属する会員規程に掲げる団体

② 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

③ 賛助会員は、議決権を有しない。

(会員の資格の取得)

第6条 この連盟の正会員及び賛助会員(以下「会員等」という。)になるものとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員等になった時及び毎年、会員等は定時総会において別に定める額を支払う義務を負う。

② 会費の賦課徴収方法は総会で決める。

(任意脱退)

第8条 会員等は、理事会が別に定める脱退届を提出して、任意に脱退することができる。

(除名)

第9条 会員等が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合には、総会の会日から1週間前までに、その会員等に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

1 この定款その他の規則に違反したとき。

2 この連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

- ② 総会において除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、当該会員等に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員等は、次に掲げるいずれかの事由によって会員等の資格を喪失する。

- 1 総正会員が同意したとき
- 2 当該正会員が死亡したとき又は当該賛助会員が解散したとき

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- ② 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- 1 会員等の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 5 定款の変更
- 6 規約、医療費給付規程、退職役職員互助規程の設定、変更及び廃止
- 7 借入金の最高限度
- 8 基本財産の造成及び処分
- 9 解散及び残余財産の処分
- 10 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款並びに理事会で決議された事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づ

き理事長が招集する。

② 理事長は、次の場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。

1 理事会が必要と認めたとき

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員が、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求したとき

③ 理事会は、前項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内の日を会日として、総会を招集すべきことを決しなければならない。

④ 総会を招集するには、理事長は総会の日の2週間前までに、正会員に対して総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、次条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1 定款の変更

2 医療費給付規程及び退職役職員互助規程の廃止

3 監事の解任

4 会員等の除名

5 解 散

6 その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使及び議決権の代理行使)

第18条 正会員は第14条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもってその議決権を行使することができる。

② 前項の規定により、書面をもって議決権を行おうとする正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入して署名又は記名押印のうえ、総会の会日の前日までにこの連盟に提出しなければならない。

③ 第1項の規定により、正会員が議決権を行使させようとする代理人は、他の正会員でなければならない。

④ 代理人は、他の正会員20人以内に限り、その代理をすることができる。

⑤ 代理人は代理権を証する書面をこの連盟に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議事録には、理事長、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2人が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この連盟に、次の役員を置く。ただし、理事のうち4分の3以上は正会員でなければならない。

1 理事 3名以上12名以内

2 監事 2名以内

② 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。

③ 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち1名は学識経験を有する者を総会の決議によって選任することができる。

② 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中か

ら選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この連盟を代表し、その業務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- ③ 前項の理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ③ 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

- ② 理事の個別の報酬は、総会で定めた総額の範囲内で理事会において決する。

- ③ 監事の個別の報酬は、総会で定めた総額の範囲内で監事の協議によって決する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この連盟に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 1 総会に附議する事項の決定
- 2 諸規程の制定及び改廃
- 3 査定を要する給付額の決定に関する事項
- 4 前各号に定めるもののほか、この連盟の業務執行の決定
- 5 理事の職務の執行の監督
- 6 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- ③ 理事会の招集は、会日の1週間前までに日時、場所及び会議の目的事項を示し、書面をもって通知しなければならない。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- ② 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この連盟の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- ② 基本財産は、この連盟の目的を達成するために不可欠な資産として、総会で定めたものとし、その他の財産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第33条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- ② 止むを得ない理由により、基本財産の一部又は全部を処分または担保に供する場合には、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第34条 この連盟の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この連盟の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告書
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- ③ 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くと

もに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第37条 この連盟は正会員及び賛助会員に対して剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この連盟は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 職 員

(職 員)

第42条 この連盟の事務を処理するため、所要の職員を置く。

- ② 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- ③ 事務を行う組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この連盟の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この連盟の最初の代表理事は 高橋専太郎 とする。業務執行理事は美濃部啓吾とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成27年7月14日一部改正）

この定款は、平成27年7月14日から施行する。

附 則（令和3年7月27日一部改正）

この定款は、令和3年8月1日から施行する。